第六十一条第四項に次の一号を加える。

九　現物分配法人　法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

第六十九条第一項第二号中「を含む。以下」を「及び当該企業型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。以下」に、「企業型年金加入者期間」を「企業型年金加入者期間等」に、「を含む。）のうち企業型年金加入者期間」を「及び当該個人型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。）のうち企業型年金加入者期間等」に改める。

第七十三条第一項第三号中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改める。

第八十三条の見出し中「株式その他の資産」を「分割対価資産」に改め、同条第一項中「分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次項において同じ。）の株式（出資を含む。）その他の資産」を「同法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産（以下この条において「分割対価資産」という。）」に改め、「交付する分割」の下に「（二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものを除く。）」を加え、「株式その他の資産」を「分割対価資産」に、「同条第十二号の九」を「同号」に、「いう。）」を「いう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「、同項」を「、前二項」に、「同項の株式その他の資産に係る同項」を「分割対価資産に係る前二項」に、「に移転した分割法人」を「（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）に移転した分割法人」に、「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものが行われた場合において、分割法人のうちに、当該分割により交付を受けた分割対価資産の全部又は一部をその株主等に交付した法人があるときは、当該法人を分割法人とする分割型分割が行われたものとみなして、法の規定を適用する。

第八十三条の二第一項中「株主等（当該合併法人及び当該被合併法人を除く。）の有する当該被合併法人の株式（出資を含む。次項において同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下この項及び次項において同じ。）の割合に応じて」を「株主等に」に改め、「いう。）の数」の下に「（出資にあつては、金額。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「株主等（当該分割法人を除く。）の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて」を「株主等に」に改め、「分割承継法人の株式」の下に「（出資を含む。）」を加え、同条第四項第七号中「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　株式分配　法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。

七　現物分配法人　法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

第八十三条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「株主（当該株式交換完全親法人を除く。）の有する当該株式交換完全子法人の株式の数の割合に応じて」を「株主に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　株式分配に係る現物分配法人が当該株式分配によりその株主等に交付すべき当該株式分配に係る第百十三条の二第一項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する完全子法人株式（以下この項において「完全子法人株式」という。）の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該完全子法人株式に含まれるものとして、当該株主等の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

第八十四条第一項中「当該法人又は当該法人との間に当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（当該法人が有する自己の株式（出資、同項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を除く。）の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）から」及び「当該法人又は当該法人の親法人の」を削り、「株式をいう」を「株式（出資、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をいう」に、「法人を前条第四項第一号に規定する合併法人とする合併により当該合併に係る同項第二号に規定する被合併法人」を「合併又は前条第五項第三号に規定する分割型分割に際し当該合併又は分割型分割に係る同項第二号に規定する被合併法人又は同項第四号に規定する分割法人」に、「交付される当該法人」を「交付される当該合併又は分割型分割に係る同項第一号に規定する合併法人又は同項第五号に規定する分割承継法人」に改める。

第九十三条中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「使用若しくは」を「使用、」に、「除去」を「除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却」に改める。

第百十二条第一項中「次条第一項」の下に「及び第四項並びに第百十三条の二第三項（株式分配により取得した株式等の取得価額）」を加える。

第百十三条第一項中「旧株」を「所有株式」に改め、同条第二項中「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第六項第一号イ」に改め、同条第三項中「旧株」を「所有株式」に改め、同条第四項中「株主等」を「発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等」に、「（出資にあつては、金額）」を「又は金額」に改め、同条第五項中「旧株」を「所有株式」に改める。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（株式分配により取得した株式等の取得価額）

第百十三条の二　居住者が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人の行つた法第二十四条第一項（配当所得）に規定する株式分配（法人税法第二条第十二号の十五の二（定義）に規定する完全子法人（以下第三項までにおいて「完全子法人」という。）の株式以外の資産が交付されなかつたものに限る。以下この項において同じ。）によりその完全子法人の株式を取得した場合には、その株式分配のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項（有価証券の評価の方法）の規定による完全子法人の株式の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した完全子法人の株式（以下この項において「完全子法人株式」という。）の一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に当該株式分配に係る第六十一条第二項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を乗じて計算した金額を所有株式一株について取得した完全子法人株式の数で除して計算した金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）とする。

2　居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人の行つた法第二十四条第一項に規定する株式分配によりその居住者が完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、その株式分配のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額から所有株式一株の従前の取得価額に当該株式分配に係る第六十一条第二項第三号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。

3　第一項に規定する株式分配に係る完全子法人の株式が当該株式分配に係る第六十一条第四項第九号に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない場合には、当該株式分配は、第一項に規定する株式分配に該当しないものとする。

4　第二項に規定する所有株式を発行した法人は、法第二十四条第一項に規定する株式分配を行つた場合には、当該所有株式を有していた個人に対し、当該株式分配に係る第二項に規定する割合を通知しなければならない。